

「化学設備等における 非定常作業の安全」 正誤表

| 誤   | 正                               |
|---|---------------------------------|
| P54 表 7 行目<br>( 指針公示第 1 号 ) 削除                          | P54 表 8 行目<br>( 指針公示第 1 号 ) を追加 |
| P87 資料 22- 性状等の欄 5 行目<br>~ 酸素含有 <u>合</u> 物質             | ~ 酸素含有物質                        |
| P87 資料 22- 危険性の欄 5 行目<br>混蝕                             | 混蝕                              |
| P87 資料 22- 用途の欄 5 行目<br>~ 染料の製                          | ~ 染料の製造                         |
| P87 資料 22- 主な種類の欄 4 行目<br>用途の 14 行目<br>~ りん <u>火</u> 石炭 | ~ りん <u>化</u> 石灰                |
| P87 資料 22- 消火方法の欄 1 行目<br>~ 消 <u>化</u>                  | ~ 消 <u>火</u>                    |
| P87 資料 22- 取扱い方法の欄 15 行目<br>高 <u>体</u> 物と ~             | 高 <u>温</u> 体と ~                 |
| P87 資料 22- 消火方法の欄 18 行目<br>カー <u>バ</u> イト ~             | ~ カー <u>バ</u> イド                |
| P87 資料 22- 消火方法の欄 27 行目<br>~ ので乾燥砂で窒                    | ~ ので乾燥砂で窒 <u>息</u> 消火する。        |
| P88 資料 22- 主な種類の欄 14 行目<br>メチルエチルケ <u>ト</u>             | メチルエチルケ <u>ト</u> ン              |
| P88 資料 22- 消火方法の欄 1 行目<br>窒素消 <u>化</u> に ~              | 窒素消 <u>火</u> に ~                |
| P89 資料 22- 消火方法の欄 5 行目<br>~ 消 <u>化</u> する               | ~ 消 <u>火</u> する                 |
| P90 資料 23- 10 列目自動警報装置の欄<br>10 行目<br>~ <u>代</u> 人の      | ~ <u>大</u> 臣の ~                 |

誤

| 場所                                   | 使用禁止  | 根拠条文      |
|--------------------------------------|---|-----------|
| 危険物等がある場所                            | 火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気 | 安衛則 279 条 |
| 引火性の物の蒸気又は可燃性ガスにより爆発の危険のある場所         | 所要の防爆性能を有しない防爆構造電気機械器具                      | 安衛則 280 条 |
| 可燃性の粉じんにより爆発の危険のある場所                 | 粉じんに対し防爆性能を有しない防爆構造電気機械器具                   | 安衛則 281 条 |
| 爆燃性の粉じんが存在して爆発の危険のある場所               | 所要の防爆性能を有しない防爆構造電気機械器具                      | 安衛則 282 条 |
| 通風等の不十分な場所において火気使用作業又は火花を発生する作業を行うとき | 通風又は換気のための酸素                                | 安衛則 286 条 |

正

| 場所                                   | 必要な安全措置  | 根拠条文      |
|--------------------------------------|--|-----------|
| 危険物等がある場所                            | 火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気の使用禁止 | 安衛則 279 条 |
| 引火性の物の蒸気又は可燃性ガスにより爆発の危険のある場所         | 所要の防爆性能を有しない防爆構造電気機械器具の使用禁止                      | 安衛則 280 条 |
| 可燃性の粉じんにより爆発の危険のある場所                 | 粉じんに対し防爆性能を有しない防爆構造電気機械器具の使用禁止                   | 安衛則 281 条 |
| 爆燃性の粉じんが存在して爆発の危険のある場所               | 所要の防爆性能を有しない防爆構造電気機械器具の使用禁止                      | 安衛則 282 条 |
| 通風等の不十分な場所において火気使用作業又は火花を発生する作業を行うとき | 通風又は換気のための酸素の使用禁止                                | 安衛則 286 条 |